

第6章 返還

原則として、貸付けした修学資金は返還が必要な資金です。返還手続きは速やかに行ってください。

ただし、返還猶予及び返還免除を受けることができる場合はこの限りではありません。

1. 返還の事由

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 養成施設卒業後1年以内に保育士登録をせず、または横浜市内の指定施設において保育士業務に従事しなかったとき
- (3) 横浜市内の指定施設において保育士業務に従事する意思がなくなったとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (5) 休学若しくは停学処分により貸付け休止となった際、休止期間に該当する貸付金について事前交付されているとき（事前交付分のみ）

2. 返還方法

- (1) 返還方法
月賦または半年賦、年賦による均等払いとします。一括払い、または繰上げ返還も可能です。振込手数料は修学生負担です。
- (2) 返還期間
貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間以内（ただし最長48か月）。
入学準備金・就職準備金の加算を受けた場合、それぞれの加算につき8か月延長可能です。
- (3) 返還開始時期
返還事由が発生した月の翌月から返還が開始されます。
- (4) 返還先口座

金融機関名	三井住友銀行	支店名	横浜中央支店
種類	普通	口座番号	105900
口座名義	フク) ヨコハマシシャカイフクシキョウギカイ		
	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会		

振込みの際、「振込依頼人名」に修学生番号・氏名を必ず記入してください。

- (5) 延滞利子
正当な理由なく、返還期限までに貸付金を返還しない場合、延滞利子を徴収します。延滞利子は遅延日数に応じ、延滞元金に対し年3%（令和3年度時点）で加算した額とします。
- (6) 返還手続き
 - ① 返還事由発生後1か月以内に「保育士修学資金返還計画書」を提出してください。
 - ② 提出された返還計画書を審査し、横浜市社協が決定した返還計画を通知します。

3. 返還計画書の作成

- (1) 1回あたりの返還額に端数が生じた場合は、初回の返還額に加算してください。
- (2) 返還期限

返還方法	初回の返還期限	2回目以降の返還期限
月 賦	返還が開始された月の末日	毎月末日
半 年 賦	返還が開始された月の末日	初回返還月から6か月ごとの末日
年 賦	返還が開始された月の末日	初回返還月から1年ごとの末日

＜返還計画記入例＞

(例1) 貸付期間 12 か月 (令和7年4月～令和8年3月) に、修学資金 60 万円を借入れた場合

借入総額： 60 万円
 返還開始日： 令和8年4月1日
 返還期間： 24 か月 (2年0か月) まで
 最終返還期限： 令和10年3月31日

返還方法※12	返還額／一回	返還回数	返還期限
月 賦	25,000 円 (初回 25,000 円)	24 回	毎月末日
半年 賦	150,000 円	4 回	毎年4月30日・10月31日
年 賦	300,000 円	2 回	毎年4月30日

(例2) 貸付期間 24 か月 (令和7年4月～令和9年3月) に、修学資金 120 万円を借入れた場合

借入総額： 120 万円
 返還開始日： 令和9年4月1日
 返還期間： 48 か月 (4年0か月) まで
 最終返還期限： 令和13年3月31日

返還方法※12	返還額／一回	返還回数	返還期限
月 賦	25,000 円 (初回 25,000 円)	48 回	毎月末日
半年 賦	150,000 円	8 回	毎年4月30日・10月31日
年 賦	300,000 円	4 回	毎年4月30日

※9 この他に一括での返還及び繰上げ返還も可能です。

(3) 書類作成上の留意点

退学等による貸付契約解除により、貸付期間に該当しない月まで貸付金が過払いされてしまった場合は、その過払い分を契約解除後 1 か月以内に返納いただくことになります。よって、過払い分は返還計画に含めず計算してください。

4. 卒業に伴う返還手続き

- (1) 卒業後、保育士業務に従事する意思がない場合、返還の手続きが必要です。養成施設を通じて「返還計画書」を提出してください。
- (2) 横浜市社協は、修学生から提出された「返還計画書」を審査し、決定した返還計画を「納入通知書」により修学生に通知します。

5. 退学及び貸付契約解除に係る返還手続き

- (1) 返還事由発生後 1 か月以内に「返還計画書」を作成の上、養成施設を通じて横浜市社協に提出してください。
- (2) 横浜市社協は、修学生から提出された「返還計画書」を審査し、決定した返還計画を「納入通知書」により修学生に通知します。

6. その他

修学生または連帯保証人が以下に該当すると認められたときは、返還期限が到来していない場合でも即時返還を請求します。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき
- (2) 保育士修学資金を貸付けの目的外で使用したとき
- (3) 規則に定める各種手続きを怠ったとき

なお、返還期限及び返還方法は横浜市社協が指定した期限・方法にて返還いただきます。